

文京区 総合サービス事業（訪問） 変更事項別提出書類一覧

(R6.12月)

下記の変更事項ごとに、○の付いた書類をご提出ください。

(注)法人に関する変更で、複数事業所の手続きを同時に行う場合、登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）の原本は1法人につき1部で結構です。ただし、各事業所分の写しを提出してください。

変更事項	変更内容	提出書類									備考	
		変更届出書	付表	登記事項証明書	運営規程	勤務表	資格証※1	平面図	写真※2	誓約書		
						標準様式1		標準様式2		標準様式5		
法人 (事業者)	申請者の名称（法人名称）	○		○	○					○		
	主たる事務所の所在地	○		○								
	主たる事務所の電話・FAX番号	○										
	代表者											
	代わる場合	○		○							○	
	氏名（婚姻等による）・職名	○		○※4							○	※4：原本でなくてよい
住所	○		○※4									
その他登記事項証明書の内容（当該事業に関するものに限る）	○		○※4									
事業所	名称・所在地（ビル名の変更等移転を伴わない場合）	○	○		○							
	所在地（移転を伴う場合）	○	○		○			○	○			
	平面図	○						○	○※5		※5：変更箇所のみ	
	電話・FAX番号・メールアドレス	○	○		△※6						※6：定められている場合	
人員 ※3	管理者											
	代わる場合	○	○			○						
	氏名(婚姻等による)・住所変更	○	○									
	サービス提供責任者・訪問事業責任者											
	代わる場合・増員する場合	○	○				○	○				
減員する場合	○	○				○						
氏名(婚姻等による)・住所変更	○	○										
運営規程	営業日・営業時間	○			○	○						
	従業者数	○	○		○	○	△※7				※6：定められている場合 ※7：変更に伴い職員の増員があり、従業者に資格要件がある場合	
	利用者の推定数	○	○		△※6	○	△※7					
	利用料金（介護報酬で定められているもの以外）	○			○						昼食代など	
	その他（厚生労働省基準省令に定められている項目）	○			○						軽微な修正は除く	

※1：資格証が旧姓の場合、氏名変更が分かる書類を併せてご提出ください。

※2：写真箇所は「建物外観、事業所入口、事務室、鍵付書庫、手指洗浄設備」です（カラー写真）。

※3：管理者、サービス提供責任者、訪問事業責任者以外の変更は不要です。